

推進編

本計画を推進し、成果をあげていくためには、関係者・団体や、庁内との協力・連携を行う体制と、取組に対する点検及び弾力的な見直しが重要です。

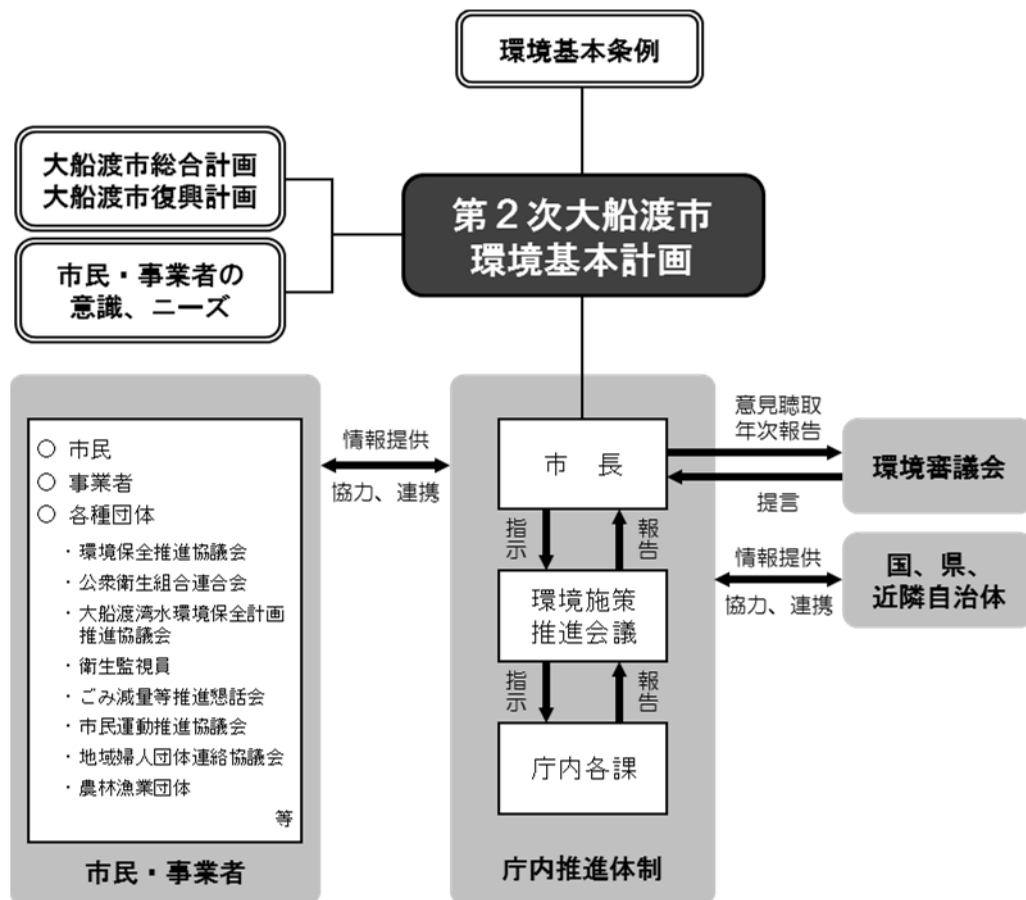
本編では、計画の推進に関する事項を示します。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

◆推進体制



(1) 庁内推進体制

本計画の効率的な推進と全庁的な合意形成を行うため、環境担当副市長を本部長とし、全部課長等で構成する「環境施策推進会議」において、各課連携のもと、総合的・計画的な観点から、諸施策の進行管理を進めます。

(2) 審議機関

平成13年4月に施行された大船渡市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議し、市長に提言する機関として、環境審議会を設置しています。

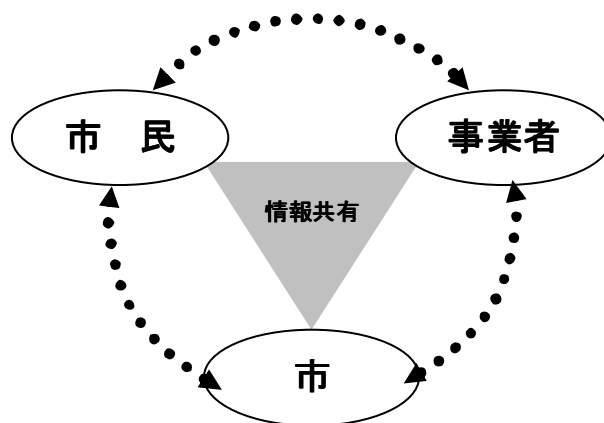
市は、環境審議会に対し、環境基本計画の策定や変更に係る意見の聴取、施策の実施状況についての報告を行い、審議会の意見の反映に努めます。

(3) 市民・事業者との連携

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民、事業者、市の各主体が共通認識のもとで、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力していく必要があります。

本市には、すでに、環境保全の推進を目的として、関係事業者・各種団体・行政機関等で構成する「大船渡市環境保全推進協議会」が組織され、環境保全に関する情報の共有や交流が図られており、また、各種団体等による環境活動も実践されています。今後は、さらに充実した連携体制（パートナーシップ）を構築していきます。

◆情報の共有を核としたパートナーシップのイメージ



(4) 広域的連携

本市は自然環境に恵まれています。そこに生息する生態系のつながり、さらには地球規模での環境問題など市域を越えた問題もあり、広域的連携を進めていくことが必要となります。

こうしたことから、計画を効果的に推進するために、国、県、近隣市町、その他関係機関との緊密な連携を図り、適切に対応します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の実施

本計画に掲げた主要な事業・取組の実施を図ります。また、施策の方針を具体化する新たな取組を検討し、その実現を図ります。

庁内の各種計画に対しては、環境に関連する施策や取組がこの計画の趣旨に沿って推進されるよう、関連部署などとの調整を行います。

(2) 計画の点検・評価

本計画に掲げた目標の達成状況や主要施策、その他施策の実施状況などに関する点検・評価結果を年次報告としてまとめ、環境審議会をはじめ、市民への報告・公表を行います。

(3) 計画の弾力的対応と見直し

環境審議会をはじめ、市民・事業者など各主体からの意見や、目標及び施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画や環境施策の見直しを行います。

なお、計画に定められた各分野の具体的な目標や、それを実現するための個別の施策については、東日本大震災からの復旧・復興の進展や社会情勢の変化、施策の検討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していきます。